

令和4年度第2回野田市障がい者基本計画推進協議会 次第

日 時 令和5年1月24日（火）

午後2時30分から

場 所 市役所8階大会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 第4次野田市障がい者基本計画について
- (2) 第7期野田市障がい福祉計画、第3期野田市障がい児福祉計画について

3 そ の 他

4 閉 会

野田市障がい者基本計画推進協議会委員名簿

令和4年12月1日現在

氏名	任期	選出区分	所属団体等	備考
上木 昭	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで	障がい者団体を代表する者	野田市視覚障がい者協会	
加藤 満子	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで	障がい者団体を代表する者	野田市手をつなぐ親の会	
熊沢 英也	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで	障がい者団体を代表する者	野田市聴覚障害者協会	
鈴木 良造	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで	障がい者団体を代表する者	野田市肢体不自由児者父母の会	
中村 義光	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで	障がい者団体を代表する者	岡田病院家族会 さくらの友の会	
幡野喜志子	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで	障がい者団体を代表する者	野田市身体障がい者福祉会	
小林 幸男	令和4年6月24日から 令和5年6月30日まで	社会福祉法人野田市社会福祉協議会を代表する者	野田市社会福祉協議会	会長
清本健二郎	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで	中核地域生活支援センターを代表する者	中核地域生活支援センターのだネット	
高峰 啓三	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで	障がい者支援事業所を代表する者	社会福祉法人円融会	
増田 雅樹	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで	障がい者支援事業所を代表する者	社会福祉法人野田芽吹会	
松岡 巖	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで	障がい者支援事業所を代表する者	社会福祉法人野田みどり会	
谷口 勲	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで	一般社団法人野田市医師会を代表する者	野田市医師会	副会長
小林 修	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで	精神保健医療福祉の知識を有する者	江戸川病院	
小暮 正男	令和4年12月1日から 令和5年6月30日まで	民生委員児童委員を代表する者	野田市民生委員児童委員協議会	
赤塚 仁	令和4年4月1日から 令和5年6月30日まで	関係行政機関の職員	千葉県野田健康福祉センター	
香山 啓	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで	関係行政機関の職員	松戸公共職業安定所野田出張所	
前堀 由佳	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで	関係教育機関の職員	千葉県立野田特別支援学校	
村田 弘信	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで	関係教育機関の職員	野田市小中学校長会(野田市立二ツ塚小学校長)	
青木 和美	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで	公募に応じた市民		
鈴木 千穂	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで	公募に応じた市民		

第4次野田市障がい者基本計画の策定について

1 計画の概要

障害者基本法第11条の規定に基づき、国が策定する障害者基本計画(第5次)(令和5年度から5年間を対象)及び千葉県が策定する次期障害者計画等を勘案し、策定します。

現行計画である第3次野田市障がい者基本計画は、「障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支えあう共生社会の構築～元気で明るい家庭を築ける野田市～を目指して」を基本理念とし、障がい施策の基本的な方向を定めています。

また、市の障がい福祉計画及び障がい児福祉計画と一体的な推進を図ります。

2 野田市障がい者基本計画の推移

現行計画は、平成31年度から令和5年度までの5年間を期間としています。

年度	計画名	計画期間
平成10年度	野田市障害者基本計画策定	平成11年度～平成22年度
平成15年度	野田市障害者基本計画改訂	
平成18年度	野田市障害者基本計画第二次改訂	
平成21年度	〈計画期間1年延長〉	第2期野田市障害福祉計画の計画期間と統一を図るため 平成22年度→平成23年度
平成23年度	第2次野田市障がい者基本計画策定	平成24年度～平成29年度
平成26年度	第2次野田市障がい者基本計画改訂	
平成29年度	〈計画期間1年延長〉	障害者基本計画(第4次)、第六次千葉県障害者計画策定後に第3次野田市障がい者基本計画を策定するため 平成29年度→平成30年度
平成30年度	第3次野田市障がい者基本計画策定	平成31年度～令和5年度

3 今後の進め方（令和5年度予定）

次期計画である第4次野田市障がい者基本計画の策定に当たって、以下を予定しています。

- 現行計画の検証（継続して実施）
- 本協議会へ諮問、計画の審議、答申
- 市内障がい者団体及び障がい福祉事業を展開する法人等へヒアリング
- パブリックコメントの実施

4 障がい者基本計画等のスケジュール（国・県・市）

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
国	国 H30～R4 第四次 障害者 基本計画		R5～5 年間 次期計画					
	国 R3～R5 第六期 障害福祉計画 第二期 障害児福祉計画		次期計画					
県	県 R3～R5 第七次 障害者計画 第六期 障害福祉計画 第二期 障害児福祉計画		次期計画					
市	市 H31～R5 第3次 障がい者基本計画		次期計画					
			計画策定					
	市 R3～R5 第6期 障がい福祉計画 第2期 障がい児福祉計画		次期計画					
			計画策定					

内閣府：障害者基本計画（具体的な施策の方向性）

障害者基本計画（第5次）骨格案	障害者基本計画（第4次）
<u>1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</u> (1)権利擁護の推進、虐待の防止 (2)障害を理由とする差別の解消の推進	4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 (1)権利擁護の推進、虐待の防止 (2)障害を理由とする差別の解消の推進
<u>2 安全・安心な生活環境の整備</u> (1)住宅の確保 (2)移動しやすい環境の整備等 (3)アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進 (4)障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進	1 安全・安心な生活環境の整備 (1)住宅の確保 (2)移動しやすい環境の整備等 (3)アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進 (4)障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進
<u>3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</u> (1)情報通信における情報アクセシビリティの向上 (2)情報提供の充実等 (3)意思疎通支援の充実 (4)行政情報のアクセシビリティの向上	2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 (1)情報通信における情報アクセシビリティの向上 (2)情報提供の充実等 (3)意思疎通支援の充実 (4)行政情報のアクセシビリティの向上
<u>4 防災、防犯等の推進</u> (1)防災対策の推進 (2)東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進 (3)防犯対策の推進 (4)消費者トラブルの防止及び被害からの救済	3 防災、防犯等の推進 (1)防災対策の推進 (2)東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進 (3)防犯対策の推進 (4)消費者トラブルの防止及び被害からの救済
<u>5 行政等における配慮の充実</u> (1)司法手続等における配慮等 (2)選挙等における配慮等 (3)行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等 (4)国家資格に関する配慮等	7 行政等における配慮の充実 (1)司法手続等における配慮等 (2)選挙等における配慮等 (3)行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等 (4)国家資格に関する配慮等

障害者基本計画（第5次）骨格案	障害者基本計画（第4次）
6 保健・医療の推進 (1)精神保健・医療の適切な提供等 (2)保健・医療の充実等 (3)保健・医療の向上に資する研究開発等の推進 (4)保健・医療を支える人材の育成・確保 (5)難病に関する保健・医療施策の推進 (6)障害の原因となる疾病等の予防・治療	6 保健・医療の推進 (1)精神保健・医療の適切な提供等 (2)保健・医療の充実等 (3)保健・医療の向上に資する研究開発等の推進 (4)保健・医療を支える人材の育成・確保 (5)難病に関する保健・医療施策の推進 (6)障害の原因となる疾病等の予防・治療
7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 (1)意思決定支援の推進 (2)相談支援体制の構築 (3)地域移行支援、在宅サービス等の充実 (4)障害のある子どもに対する支援の充実 (5)障害福祉サービスの質の向上等 (6)福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等 (7)障害福祉を支える人材の育成・確保	5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 (1)意思決定支援の推進 (2)相談支援体制の構築 (3)地域移行支援、在宅サービス等の充実 (4)障害のある子供に対する支援の充実 (5)障害福祉サービスの質の向上等 (6)福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等 (7)障害福祉を支える人材の育成・確保
8 教育の振興 (1)インクルーシブ教育システムの推進 (2)教育環境の整備 (3)高等教育における障害学生支援の推進 (4)生涯を通じた多様な学習活動の充実	9 教育の振興 (1)インクルーシブ教育システムの推進 (2)教育環境の整備 (3)高等教育における障害学生支援の推進 (4)生涯を通じた多様な学習活動の充実
9 雇用・就業、経済的自立の支援 (1)総合的な就労支援 (2)経済的自立の支援 (3)障害者雇用の促進 (4)障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 (5)一般就労が困難な障害者に対する支援	8 雇用・就業、経済的自立の支援 (1)総合的な就労支援 (2)経済的自立の支援 (3)障害者雇用の促進 (4)障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 (5)福祉的就労の底上げ

障害者基本計画（第5次）骨格案	障害者基本計画（第4次）
10 文化芸術活動・スポーツ等の振興 (1)文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 (2)スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進	10 文化芸術活動・スポーツ等の振興 (1)文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 (2)スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進
11 国際社会での協力・連携の推進 (1)国際社会に向けた情報発信の推進等 (2)国際的枠組みとの連携の推進 (3)政府開発援助を通じた国際協力の推進等 (4)障害者の国際交流等の推進	11 国際社会での協力・連携の推進 (1)国際社会に向けた情報発信の推進等 (2)国際的枠組みとの連携の推進 (3)政府開発援助を通じた国際協力の推進等 (4)障害者の国際交流等の推進

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定について

1 計画の概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項の規定に基づき、障がい福祉計画を策定します。

また、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、障がい児福祉計画を策定します。

現行計画である第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画は、「必要な障害福祉サービス等の支援を行い、サービス提供基盤の計画的な整備推進を図ることで、障がいのある人の福祉の増進及び安心して暮らすことのできる地域生活の実現に寄与する」ことを目的としています。

2 野田市障がい福祉計画・障がい児福祉計画の推移

現行計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を期間としています。

年度	計画名	計画期間
平成17年度	第1期野田市障害福祉計画策定	平成18年度～平成20年度
平成20年度	第2期野田市障害福祉計画策定	平成21年度～平成23年度
平成23年度	第3期野田市障がい福祉計画策定	平成24年度～平成26年度
平成26年度	第4期野田市障がい福祉計画策定	平成27年度～平成29年度
平成29年度	第5期野田市障がい福祉計画策定 (第1期障がい児福祉計画)	平成30年度～令和2年度
令和2年度	第6期野田市障がい福祉計画策定 (第2期障がい児福祉計画)	令和3年度～令和5年度

3 今後の進め方（令和5年度予定）

次期計画である第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定に当たって、以下を予定しています。

- 現行計画の検証（継続して実施）
- 本協議会へ諮問、計画の審議、答申
- 市内障がい者団体等へヒアリング
- 市内障がい福祉事業を展開する事業所等へ調査
- パブリックコメントの実施

4 障がい者基本計画等のスケジュール（国・県・市）

議題1に同じ